（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

第九条　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年法務省令第内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

様式第三記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２．取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額等に関する事項につき証明された書類を添付すること。

様式第四、様式第五及び様式第七に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第一号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定及び労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の八十第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号目次記載上の注意中４．を５．とし、１．から３．までを２．から４．までとし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号第１の３．記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号若しくは第２号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（労働金庫法施行規則第83条第１項第１号に規定する役員又は同項第２号に規定する監事以外の役員にあつては、当該申請書又は労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員にあつては、当該申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号の二目次記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号目次記載上の注意中４．を５．とし、１．から３．までを２．から４．までとし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号第１の３．記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号若しくは第２号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（労働金庫法施行規則第83条第１項第１号に規定する役員又は同項第２号に規定する監事以外の役員にあつては、当該申請書又は労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員にあつては、当該申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の二目次記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第１項第６号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第１項第１号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．労働金庫法第94条第５項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は労働金庫法第94条第５項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２．この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。